

# 令和5年度ひたちなか市自治会加入促進事業業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和5年度ひたちなか市自治会加入促進事業業務委託

## 2. 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）

## 3. 業務の目的

本市の自治会は、全国的な傾向と同様、少子高齢化や共働き世帯の増加等、様々な社会環境の変化により加入率が低下している。自治会は、安全で安心なまちづくりのため、防犯や防災、福祉活動などを行う自治組織である。また、地域の意見や要望を取りまとめ、行政との連絡調整役を担っている。加入率の低下により、地域防犯の機能低下や災害時の地域での支え合いが困難になる等、地域社会の中で様々な支障が懸念されるため、持続可能な自治会活動を支援していく必要がある。

そのため、令和元年度に自治会を活動分かりやすく紹介し、重要性・必要性をPRするため「自治会活動ガイドブック おとなりさん」を作成し、加入促進を図ってきた。作成から5年が経過したが、この間コロナ禍により自治会活動が制限され、長年おこなわれてきた行事が見直しになるなど、自治会活動の在り方が変化してきている。また、高齢者の脱会や、若年層の自治会未加入など、自治会が置かれている状況はさらに厳しくなっていることから、今後の自治会活動の中心となる20～40代をターゲットとし、デジタル媒体でのPRやデザイン性の高いチラシ等を作成し、自治会活動及び地域での助け合いの重要性・必要性を発信することにより、自治会活動への参画意識を醸成し、自治会の加入促進を図ることを目的とする。

## 4. 業務の内容

### (1) 加入促進PR動画の作成

内容

- ・業務の目的に沿った内容とし、ターゲットに対し効果的にアプローチする動画を作成とすること。
- ・動画には自治会活動の紹介や加入について呼びかける内容とすること。
- ・動画は、ひたちなか市自治会連合会マスコットキャラクター「おとなりさん」を使用すること。

参照 URL

([https://www.city.hitachinaka.lg.jp/shiminkatsudo/m\\_shimin/1003739/1003747/1003749.html](https://www.city.hitachinaka.lg.jp/shiminkatsudo/m_shimin/1003739/1003747/1003749.html))

- ・音楽（BGM）、字幕、その他イラスト等を適宜活用すること。
- ・受託事業者は市が設置した「自治会加入促進事業検討委員会（以下「検討委員会」という。）」（2回開催を基本とする）に参加し、検討委員会委員（自治会長等）の意見等を反映すること。
- ・その他自治会加入促進PR動画作成に必要な一切の業務

## （2）チラシの作成

### 内容

- ・業務の目的に沿ったものとし、目で見ても自治会活動が理解できるような原稿（文章イラスト・画像の作成、校正等）を作成すること。
- ・ひたちなか市自治会連合会マスコットキャラクター「おとなりさん」を使用すること。
- ・PDF作成及び印刷
- ・受託事業者は、検討委員会（2回開催を基本とする）に参加し、検討委員会委員（自治会長等）の意見等を反映すること。
- ・その他自治会加入促進チラシ作成に必要な一切の業務

## 5. 納入場所 ひたちなか市市民生活部市民活動課

## 6. 仕様・規格等

### （1）自治会加入促進PR動画

- ① 動画の時間は1～2分とし、3本作成すること。
- ② 作成する動画は、MP4等のWindows Media Playerで再生できるとともに、WEBで配信する形式とし、コピーガード等複製防止処理は行わないものとする。
- ② 動画の時間等や構成は、検討委員会の企画内容により変更可能とする。
- ② 作成した動画はDVD-ROM及びUSBメモリースティック等の電子媒体に格納すること。

### （2）自治会加入チラシ

- ① サイズ A3両面
- ② 部数 10,000部
- ③ 用紙 コート紙57.5k
- ④ 刷色 オールカラー
- ⑤ 製本 2つ折りまたは4つ折り
- ⑥ サイズ及び構成は検討委員会の企画内容により変更可能とする
- ⑦ 印刷入稿データ及びPDFファイル一式は、DVD-ROM等またはUSBメモリースティック等の電子媒体に格納すること。

## 7. 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務の実施に伴い取扱う個人情報について、ひたちなか市個人情報保護条例（平成17年条例第2号）を遵守するものとする。

## 8. 所有権等

(1) 完成した加入促進PR動画及び自治会加入チラシ（成果品）のデータは市民活動課に渡すものとし、原版及びデータの所有権、印刷物の著作権等、一切の権利はひたちなか市に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下、「権利留保」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、ひたちなか市は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(2) 成果品が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を当該著作物の引渡し時に、ひたちなか市に無償で譲渡するものとする。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。

## 9. 留意事項

(1) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専らひたちなか市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、ひたちなか市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じることができるものとする。

(2) 本業務の遂行にあたり、受託者は、契約履行期間内及び履行期間の満了後において、業務上知りえた情報を第三者に漏えいしてはならない。また、業務の過程において第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じる義務を負うものとする。

(3) 受託者の責任に帰すべき理由により、ひたちなか市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償することとする。

(4) 受託者は本業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめひたちなか市の承認を受けた場合を除く。

## 10. 協議

この仕様書について疑義が生じた場合又は定めのない事項や細部の業務内容については、都度ひたちなか市と協議すること。